

議案第 126 号

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 16 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「設備」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 4 項の表の第 1 号の上欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」を加える。

第 2 条第 1 項中「総務省令第 1 条第 1 号に定める計画期間内」を「認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和 7 年 3 月 31 日までの間（当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）」に改め、「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削り、「施設又は設備」の次に「（租税特別措置法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の上欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例第 1 条及び第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設

又は設備については、なお従前の例による。